

平成 2 8 年度第 4 回寝屋川市男女共同参画審議会

日時：平成 2 9 年 3 月 2 3 日

日時：平成 29 年 3 月 23 日（木）午後 2 時～ 4 時

場所：市役所本庁 2 階第一会議室

出席委員：玉井委員、億委員、濱田委員、西田委員、井川委員、林田委員、
星野委員、細谷委員、川田委員

事務局：長滝谷人・ふれあい部長、澤井人・ふれあい部次長兼人権文化課長、
阪本係長、北田、橋本、出口

○事務局　定刻となりましたので、ただいまより平成 2 8 年度第 4 回寝屋川市男女共同参画審議会を開催させていただきます。

本日は、委員 13 名中、9 名のご出席をいただいておりますので、男女共同参画審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、審議会は成立していることをご報告いたします。

本日は、傍聴の申請者が 4 名おられますが、委員長にお諮りのほう、お願いしたいと思います。

○委員長　皆様よろしいでしょうか。それでは、お入りください。

それでは、次第に沿って議事を進行いたします。まず、1「男女共同参画啓発冊子について」を議題といたします。第 3 回の審議会後にお送りした、冊子案に対していただいたご意見等を踏まえ、改めて事務局の方で、案を作成しました。内容について事務局より説明をお願いします。

○事務局　それでは、議案 1　啓発冊子（案）につきまして説明させていただきます。前回、第 3 回の審議会でお示しさせていただきました「固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組」の啓発冊子（案）に対し、委員の皆様から多様なご意見をいただきました。

皆様のご意見等を踏まえ、事務局で修正いたしました啓発冊子（案）につきまして、ご説明させていただきます。まず、表紙でございます。

1 コマ目のお父さんの吹き出しの1行目「男女共同参画」は、性別に“関係なく”～」の文言を「男女共同参画」は、性別に“関わりなく”～」に変更しました。次に、3コマ目のお父さんの吹き出しの3行目「無意識」という言葉のルビが抜けておりましたので、ルビを付けました。

次に1ページでございます。まず、「家事は家族みんなの仕事」の項目でございます。中段の子どもがおもちゃを片付けるイラストを、エプロン姿の男性と洗濯機のイラストに変更しました。また、エプロン姿の男性と洗濯機のイラストの下の記事1行目「個人の能力や性格とは“関係なく”」の文言を「個人の能力や性格と“関わりなく”」に変更しました。次に、「子育てはお互いが協力・分担し合うもの」の項目でございます。項目の名称の中で「分担」という言葉を使っておりましたが「協力・分担」に変更しました。あわせて、吹き出しの文章2行目「分担」の文言を「協力・分担」に変更しました。また、共働き家庭のイラストの横の文章2行目につきましても「分担」の文言を「協力・分担」に変更しました。

次に、2ページでございます。まず、「地域の決め事に主体的に参画しましょう」の項目でございます。項目の名称を「地域活動は積極的に参加しましょう」としておりましたが、「地域の決め事に主体的に参画しましょう」に変更しました。また、吹き出しの文章を「まちづくりの計画や方針決定の場に、男性も女性も主体的に参画することで、より多くの意見が反映できます。地域に住むだれもが意見を言える環境づくりが大切です。」に変更しました。次に、吹き出し横の男女がパトロールしているイラストを、様々な職種の男女が防災について会議をしているイラストに変更しました。また、様々な職種の男女

が防災について会議をしているイラストの下の記事を「個性豊かで活力に満ちたまちを実現するため、主体的にまちづくりに参画しましょう！」に変更しました。そして、文章下の草むしりをしている男女のイラストを、PTAの会議をしている男女と学校のイラストに変更しました。次に、「地域活動に積極的に参加しましょう」の項目でございます。項目の名称を「地域活動では誰もが主役です」としておりましたが、「地域活動に積極的に参加しましょう」に変更しました。次に、吹き出しの文章1行目の「防災・環境」という言葉を「防災・防犯」に変更しました。また、3行目「関係なく」という言葉を「関わりなく」に変更しました。さらに、4行目の「参画」という言葉を「参加」に変更しました。そして、吹き出し下の文章を「さまざまな地域活動に参加し、安全で安心して暮らせる住みよい地域を目指しましょう！」に変更しました。また、吹き出し横の様々な職種の男女が防災について会議をしているイラストを、親子が災害から避難しているイラストに変更しました。そして、吹き出し下の親子が災害から避難しているイラストを男女がパトロールしているイラストに変更しました。

次に3ページと4ページにつきましては、修正がありませんので、最後に5ページのチェック項目をご覧ください。まず、①の問いかけ「女性が家事をやるのは～」の部分を「女性が“主に”家事をやるのは～」に変更しました。次に、⑦の問いかけ「女性が嫌がっても」の“嫌”という言葉のルビが抜けておりましたので、ルビを付けました。また、中段の仕事と家事をする男女のイラストを変更しました。

次に、下段の判定表で「はい」の数が「0～3個の人」としていたところを「0個の人」に変更しました。また、「4～7個の人」としていたところを「1～5個の人」に変更しました。そして、「8個以上の人」としていたところ

ろを「6 個以上の人」に変更しました。また、「1 ～ 5 個の人」の右横の文章 1 行目「様々な場面で、少し変だな・・・と感じているあなた。」を「様々な場面で、“今までの自分の考え方とは違うな・・・”と感じたあなた。」に変更し、文章 2 行目から 3 行目にかけての「小さな積み重ねが～」の文言を「小さな“気づきの” 積み重ねが～」に変更しました。説明は、以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。ただいまの説明について、何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

では、私のほうから確認させていただきたいのですが、2 ページのところで、「地域の決め事に主体的に参画しましょう」と「地域活動に積極的に参加しましょう」の項目に、内容的に重なる部分が多いのではないかとということで、前回の審議会では、片方を削ったほうがいいのかという意見が出ましたが、両方残すという方向で、よろしいでしょうか。

また、参画のことを、参加と捉えている人も結構いらっしゃるのではないかなと思うので、どこかイラストをずらして、参画の定義を書いておくと、より明瞭になるのではないかと思います。どうでしょうか。それでよろしいですか。それから、下の地域活動のところで、「まちづくりや防災防犯」という文言が出てきますが、例として挙げるにあたってこれに限定してよろしいですか。

○委員 やはり防犯は必要だと思います。防災はもちろんですが、日々の生活、暮らしの中では、防犯はすごく大事なことで、例えば地域の登下校の見守りなども含んでいると思います。防犯の犯は犯罪、それは全て故意犯かといったらそうではなくて、交通事故とかも含む全ての対策だと思いますから、そういう毎日の地域の見守り活動などを担ってくださっている方々がたくさんおられると思うので、性別や年齢に関係なく参加していただくということがとても大事だと思います。防災となると、どうしてもいつ起こるかわからない南海ト

ラフ地震等になると思います。案外、市民の皆さんにとってみると、あそこの電灯が切れていて暗いのではないか、公園の木がすごく茂っていて危ないのではないか、もう少し子供の登下校時に何かできないだろうか、といった市民の視点が活かされてくるのは、やはり防犯ではないでしょうか。ぜひ、残してほしいと思います。

○委員長 ありがとうございます。ほかに御意見ないですか。

○委員 結論はこれでよろしいのではないかと考えております。先ほど委員長がおっしゃった、まちづくりと防災防犯では限定的ではないかということにつきましては、例えば、寝屋川市内の地域活動、市民活動を分類すれば、大きく福祉、環境、青少年健全育成、防災防犯というものになろうと思います。防災防犯を除いた3つというのはまちづくりという言葉に包含できると思いますので、地域活動、市民活動という意味合いでは、まちづくりと防災防犯と入れることで、寝屋川市としての地域活動をおおむねカバーできるのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。それでは、ここはまちづくりや防災防犯ということで、よろしいでしょうか。

○委員 その前にひとつよろしいですか。4ページで、子供がハイタッチをしているイラストがあります。一人一人の個性や夢を大切にということで、職業に関するイラストを並べていただいておりますが、それとハイタッチのイラストを合わせているのは、何か特別な意味合いがあるのでしょうか。

○委員長 ありがとうございます。ハイタッチしている子供、恐らく男の子かなと思わせるようなイラストですけれども、このイラストと、一人一人の個性や夢を大切にという内容との関連性について、事務局から説明いただけますでしょうか。

○事務局　　ハイタッチしている子供のイラストについて、掲載した深い意味はございません。基本的には、一人一人の個性や夢を性別によって左右されることのない自分らしい生き方、そして職業を選択できればいいという意味です。それは別に大人だけではなくて子供の夢として、将来、こんなふうになりたい、あんなふうになりたいというような意味も込めて子供のイラストを掲載させていただいたところです。

○委員長　　いま、事務局から説明があった内容を、なかなかこのイラストからは読み取れないかと思いますがどうでしょうか。

○委員　　全てのイラストに何か深い意味を込める必要はもちろんないと思いますが、どうせ入れるなら、例えば、男の子も女の子と一緒にサッカーをしているところや、性別に縛られないような多様な夢の見方みたいなものが少しは反映されたイラストのほうが良いと思います。あと、1ページのところの、お父さんがスマホを見ている男の子と遊んでいるようなイラストですが、これも確か差しかえてはどうかという意見があったように思いますが、どうでしょうか。

○委員長　　その意見を申し上げたのは私だと記憶しておりますが、スマホは高価なものですから、これで子供の遊びを表現するより、もう少し別のイラストを使ったほうが良いのではと提案させていただきました。この点が、変更されていないことについてはどうでしょうか。

○事務局　　確かに委員長から、前回、御指摘をいただき、このイラストについて審議をいただいたところですが、事務局といたしましては、差しかえるという認識ではございませんでしたので、このままの状態で今回お示しをさせていただいたところでございます。

○委員長　　これは替えていただくということでよろしいでしょうか。

○委員　これまで、イラストと中身については、一致させるようにしていたはずなので、このイラストをなくすか、何か文章に代えるというのも良いかと思いました。

○委員長　今、委員から御意見いただきましたが、適当なイラストを入れるか、適当なものがなければ、イラストをやめて何か関係することを文章にして入れるということで考えていただければいいかと思いますが、どうでしょうか。

○事務局　事務局で再検討させていただきます。

○委員長　ありがとうございます。では、男女共同参画ってなーに？というこのパンフレットについて、何かほかに御意見ございませんでしょうか。

○委員　2 ページ目の「地域の決め事に主体的に参加しましょう」の項目の中の「まちづくりの計画や方針決定の場に、男性も女性も主体的に参画することで、より多くの意見が反映できます」という部分で、最後は「反映できます」ではなくて「反映されます」のほうがいいのではないかと思います。やはり言葉尻がどうしても引っかかります。

○委員長　あと、もう少し細かい部分で言わせていただくと、もう少し読みやすいように段落を調整するなど、工夫していただきたいと思います。

○事務局　わかりました。

○委員　表紙の下から2行目の、このパンフレットはというところで、身近という文字がありますが、ルビが間違っています。

○委員長　ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。

○委員　5 ページのチェックリストに関して、既に議論されていることなのかもしれませんが、どうしても気になるのが7番です。「女性が嫌がってもその場が盛り上がれば性的ジョークを言ってもよいと思う」というのは、これは性的なジョークで嫌がるのが女性だろうということが前提というか、加害者が

男性、被害者が女性ということを前提としている質問だと思います。性的ジョークを言われて傷ついたりするのは男性もあり得る話ですし、なかなかデリケートな問題なので、こういう書き方をしてしまうとまずいのではと感じますが、いかがでしょうか。

○委員長 ありがとうございます。これは、「女性が」というところを削除すればどうでしょうか。

○委員 それと9番ですが、ほかの質問項目が「～がよいと思う」や、「向いていると思う」となっているのに、9番だけ「～べきだと思う」となっているのは、ほかとニュアンスが異なると思います。家計を支えるべきだとまでは思わないけど、支えたほうが良いという人がチェックをつけないかもしれない、基準がほかのものと少し変わってしまうので、これも統一したほうが良いと思います。

○委員長 ありがとうございます。御指摘どおりだと思いますけども、皆さん、どうでしょうか。

○委員 9番に関しては、1番と対比させるとすれば、主にとという言葉を入れるのもいいと思います。一家の大黒柱は男性みたいな発想が多いので、「主に男性の収入で家計を支えるほうが良い」とか、「主に男性の収入で家計を支えるのは当たり前だと思う」というふうにしてはどうでしょうか。

○委員長 ありがとうございます。ほかにはどうでしょうか。

○委員 7番と9番、両方申し上げます。7番に関しては御提案です。「女性が嫌がっても」だけを消すと、性的ジョークを喜ぶ人だけの集まりの中で言っても差し支えないかもしれませんが、「相手が嫌がっても」とするのはどうでしょうか。9番に関しては、主にと入れるかどうかということに関しては、どういう意味で皆さんに伝えたいかということによるとと思いますが、主にとい

う言葉を付けなかった場合、反対解釈として女性は家に入るべきだということ
が言外にある問いかけなのかどうか、それとも、主に男性の収入でということ
でしたら、男性と女性の収入比が6対4や7対3など、主に男性が支えるべき
だというニュアンスで捉えるべきなのか、または、この設問のとおりで、女性
は家に入るべきだということが言外に書かれていると捉えるのであれば、主に
は入れないほうがいいと思います。

○委員長 どうでしょうか、まず、7番ですが、「相手が嫌がっても～」と
するということについてはどうでしょうか。

○委員 嫌がるというのは、ある種の意味表示を伴っていると思います。で
も、多くの場合は、本当は嫌だけれども、仕方がない、みんなが盛り上がって
いるので、嫌々それに合わせるなど、あからさまに嫌と言えない人がたくさん
いると思います。やはり、そういう性的ジョークをいう私的な集まりではない
という意味で、例えば「職場であっても」や、あるいは「公的な場で」といっ
た、そういう発言そのものを、例えそこにいる全員がしたくてもすべきでは
ないという文章に変えたほうがいいのではないかと感じました。嫌だという意
思表示ができない人がたくさんいるということも含むべきではないでしょうか。

○委員長 嫌がってもというのは意思表示ができるかできないかという問題
で、私的な場でも、やはり性的ジョークを言うことはまずいと思いますので、
公的な場に限定せずに、「その場が盛り上がれば性的ジョークを言ってもよい
と思う」のほうがわかりやすいと思いますが、どうでしょうか。

○委員 それでいいと思います。言葉の流れから言えば無駄かもしれませんが、「公私にかかわらず」と前置きしたほうが、文章がスムーズに流れません
か。

○委員 性的ジョークを擁護する立場ではございませんが、周りが全員性的

ジョークを好む人たちの中で言うのであれば、その中では別に問題はないと思います。

○委員　これを見ると、チェック用の目的が固定的役割分担意識を確認しようということで、あえて、男性や女性という言葉を入れてあるのかなと感じます。

○委員長　ありがとうございます。もともとはそうだと思います。ただ、「女性が嫌がっても」と書いてしまうと、先ほどほかの委員から御指摘がありましたように、女性だけが被害者になるというイメージを持たれる可能性があるということが、やはりチェックリストに挙げる言葉としてはふさわしくないのではということですので、どうでしょうか。

○委員　私自身は、固定的役割分担意識を確認ということで、どうしても旧態依然とした感覚をチェックする表なので、自分の考えは少し古いのではないかということを、男性や女性という言葉を入れて、あえてはっきりさせるためののだと感じました。

○委員長　ありがとうございます。よろしくお願いします。

○委員　確かに、7番の質問項目自体が旧態依然としてしまっているところがある問題だと思います。確かに女性とか男性ということを取り除いてしまうと、セクハラはやめましょうということになって、いわゆる固定的役割分担意識をチェックする項目という意味では、厳密には外れてしまう項目になり得るかと思うので、その辺が難しいと感じました。7番の項目自体を削ってしまうというのも一つの方法かと思います。

○委員長　7番を削るという御意見も出ていますけれどもどうでしょうか。

○委員　私もそう思いました。この問いかけだけ、ほかと比べると少し変わっている気がします。性的ジョークというのが固定的役割分担意識に当たるの

かどうか、よくわからないので、その辺も疑問に思いました。

○委員長 ありがとうございます。この点につきまして、この間いそのものをやめてしまうという意見も出ておりますが、どうでしょうか。

○委員 男女共同参画という趣旨を読ませていただいた中で思ったのは、女性の地位向上や、いわゆる社会的に主体性を持って動いていただく方向付けということで、この中にも文言として入れていきたいのだろうなと理解しました。それでいうと、女の人が男の人をいじめるということもあるかもしれませんが、そういうことは除外して、文言の中に女性が嫌がっていなくても男たちはこういうことをしないほうが良いとすることは、おかしくないのでは、というのが私の意見です。

○委員 7番は、3ページの男女がともに生き生きと働ける職場づくりのところのパワハラ・セクハラの話が入っていることを踏まえての内容だと感じました。固定的役割分担意識の話で言うと、どうしても女性がセクシュアルハラスメントを受けることが、多いと思います。しかし、そこにパワハラが入ってくると、男性のほうが多被害者が多いわけで、男女がともに生き生きと働ける職場づくりに関連した項目のチェックリストについては、難しく感じます。その中では、7番が近いので、委員がおっしゃったように、ここは女性メインでということでも良いと思いますし、7番を除外するというのも良いかもしれないです。ほかの委員がおっしゃったように「相手が嫌がっても」と入れるのも一つの手だと思います。「相手」とすることで男性も女性もかわりなく、考えることができます。

○委員長 性別役割分担意識と固定的役割分担意識から言えば、男は仕事、女は家事育児という部分のくくりになるかと思うので、そういう点からいえば、7番は外れてしまっていると感じます。ただ、これをつくった気持ちとしては、

性的ジョークを言われることによって働きづらくなったり、同じような場を共有できない、排除されてしまうということが日常あるという中で、項目として残っていると思います。しかし、ここはあなたの役割分担意識を確認しようという部分ですので、7番は削除するというのもいいと思いますが、どうでしょうか。

○委員 外すことが無難であるとは思いますが、やはりセクハラの問題は、主に女性にとって深刻でありますので、残すのであれば、「相手が」や「女性が」嫌がってもというのは、やはり削除したほうがいいと思います。職場や限定的な言葉を入れたとして、職場以外であれば性的ジョークを言ってもいいのかと取られなければ、問題ないのではと思いました。つまり、どういう状況を思い浮かべたらいいのか戸惑ってしまうということで、趣味の合う人と私的なプライベートな空間で話して、性的ジョークを言うぐらいは良いのではと思う人も中にはいるかもしれないということだと思うので、残すとすれば、「職場で」という言葉だと思います。

○委員長 いろんな意見が出ておりますが、どうでしょうか。御意見いただいてない方からも、いただきたいと思います。

○委員 固定的役割分担意識ということであると、7番は削除でもいいかとも思いましたが、やはり、セクハラ的な設問もあった方が良いのではとも感じますので、設問としては入れておいて、こういうことが嫌だと思っている人がいるということを感じてもらう意味合いで、あったほうがいいのではと思います。文章については、どうしたら良いという明確な言葉はまだ出てきませんが、私は設問として残す方に賛成です。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 私は、「職場で性的ジョークを言ってもよいと思う」だけにして、

「嫌がっても」や、「その場が盛り上がれば」のように限定しなければ、3ページ目と一致すると思いました。その場が盛り上がるかどうかではなく、職場ではだめだというメッセージとして、「職場で性的ジョークを言ってもよいと思う」に対して回答してもらい、というのが私の最終見解です。

○委員 では、地域活動の場では言ってもいいのかという各論も生みますので、「その場で盛り上がれば、場を選ばずに性的ジョークを言ってもいいと思う」という方がいいのではないのでしょうか。

○委員 それでは、場を選べばいいという意味に取られると思います。

○委員 場を選んでいるのであれば、そこまで厳格にいう必要があるのかと思います。何のために申し上げたかという、職場と限定してしまうと、PTAの場ではいいのかであったり、そういう反対解釈を生んでしまうような気がする、網羅すること、かつ、どんな場面でも一律に絶対だめではないという表現にしようと思うと、「場を選ばず」などの言葉を差し挟んだ方がいいのではと個人的に思いました。

○委員長 そういうことを許されている場で言っているから、だめなときにも言ってしまうのではないですか。なので、性的ジョークは基本どこでも言うものじゃないというのが、市が啓発するパンフレットの立場ではないでしょうか。

○委員 文言を変更するか削除するかどうかという中で、いろんな意見を出す場だと思いますので、あえて申し上げました。それが、混乱してしまう原因になるのであれば、元のままでもいいのではないかと思います。しかし、結局、解釈の仕方によって、受け取り方が全く変わってしまうわけですから、100パーセントパーフェクトにというのは、特にこの文面についてはなかなか難しいと思います。それならば、アングルを一つに定めるということで、例えば、

今回は、「女性が嫌がっても」にして、特に男性目線の固定的役割分担意識ということにしてみるのも、ある程度のところで方向づけをするという意味ではいいと思います。

○委員 言葉を「男性が嫌がっても」に置きかえてみると、文章としては多少違和感が出て、「女性が嫌がっても」とすると、さほど違和感を持たないように感じますので、やはり「女性が嫌がっても」という言葉でいいのではないかと思います。

○委員 私も、やはり性別役割分担意識のチェックリストとして、各項目に、女性、男性の一言が入っていることに意味合いがあると思いますので、残すのであれば、そのままのほうがわかりやすいのではないかと思います。

○委員長 どこの問いにも男性か女性が入っていて、性別による意識ということでは、まとまっていると思います。ただ、やはりこれを残すとなると、先ほどほかの委員から御意見がありましたけれども、L G B Tの問題もありますし、女性だけに限定して、「嫌がっても」の表現にしまうと、なかなか嫌がっているという態度を見せにくいということもあるかと思います。

○委員 「嫌がっても」という言葉は、やはり削除のほうが私はいいと思います。というのは、相手が嫌がらなければ言ってもいいという行政からのメッセージになってしまうのではないかなと思うからです。

○委員 7番にチェックを付けた人は、逆にその考えは違うということの確認になるのではないですか。そのためのチェックリストではないかと思います。肯定しているわけではなくて、ここにチェックを付けた人は自分の考えをもう一度考え直す機会になると思います。

○委員長 事務局から、お願いします。

○事務局 事務局案でございます。各委員の御意見等、踏まえまして、この

7 番につきまして、相手と場所を限定せず「その場が盛り上がればセクハラ発言を言ってもよい」とするということで、いかがでしょうか。

○委員長 ありがとうございます。セクハラ発言だとはっきりわかっていれば、してもいいにチェックを付けるということが、余り想定できないです。それは、必ずバツをするのではないかと思いますので、どうでしょうか。そこは、性的ジョークということにしておいて、それがわかりにくいグレーだから、これにチェックをつけるかどうかというところがあると思いますが、どうでしょうか。

○委員 確かに、「女性が嫌がっても」や、「その場が盛り上がれば」というと、限定的な感じがします。性的ジョークを言うのは男性で、女性が言われる側というように取れます。

○委員長 男性というより、権力を握っているために、女性が嫌だとは言えない、あるいは女性が嫌がるだろうと思っていても、男性がより権力を持っていることを誇示するために、あえて、性的ジョークを言うなど、そういう問題だと思います。

○委員 セクハラは無自覚で、人から指摘されてセクハラであるケースが多いでしょうから、やはり、性的ジョークをセクハラに置きかえることは、難しいと思います。チェックをつけるかどうか以前に、セクハラと思わずに言ってしまう人もいるでしょうから、やはり性的ジョークは性的ジョークのままなのではないかという気はします。

○委員長 「場を盛り上げるために性的ジョークを言ってもよいと思う」というのはどうですか。

○委員 その場が盛り上がればというのもしっくりこなくて、挨拶代わりのような細かいセクハラもあると思うので、それで盛り上げようとしているわけ

ではなくても、そういうことも含めて「場所を問わず性的ジョークを言ってもよいと思う」にするか、「性的ジョークでのコミュニケーションもありだと思う」にするのはどうでしょうか。

○委員長　　少し固いような気がします。

○委員　　「ありだと思う」にすると、固い気がします。「職場や地域で性的ジョークを言っても盛り上がるなら許されるべき」というのはどうでしょうか。

○委員長　　場が盛り上がるかどうかは関係ないという話も出ていました。何も条件をなくせば、性的ジョークは許されると思うということになってしまおうと思います。

○委員　　性別による固定的役割分担意識ということを考えると、例えば、「男性はその場で盛り上がれば性的ジョークを言ってもいいと思う」というように、男性にかえてしまうというのはどうでしょうか。

○委員長　　それは、裏を返せば女性は許されないというように捉えられませんか。

○委員　　全ての場面を想定しているわけではないですが、「女性が嫌がっても」という言い方は、おかしい感じがするのであれば、例えば、あえて男性を主語にしてしまうという方法もあるのではと思います。

○委員長　　ありがとうございます。「男性は性的ジョークを言ってもよいと思う」というのはどうですか。

○委員　　誰に対してもということですか。

○委員　　男性はその場を盛り上げるのに性的ジョークを言うのは許されるということで、もしかしたら、女性もチェックするかもしれません。それで、後で、それはよくないかもしれないと考えるきっかけになるとと思います。

○委員　　今、委員から御指摘いただいたような、私が最初に問題として指摘

したのは、「女性が嫌がっても」の部分で、男性やL G B Tの人の可能性もあるのではということで、市が出すものとしていかなものかというところです。男性を主語にしてしまって限定して言うのであれば、ほかの質問項目と同じだと思います。男性はこうだという固定的役割分担意識をチェックするもので、それも良いかもしれませんが、例えば、今おっしゃっている「男性はコミュニケーションの手段として性的ジョークを言ってもよいと思う」など、そういうことであればどうでしょうか。

○委員長 はい、ありがとうございます。「コミュニケーションの手段として」というのも、少しわかりにくい表現です。

○委員 前言撤回のようになりますが、「女性が嫌がっても」を削除して、「その場が盛り上がれば性的ジョークを言ってもいいと思う」ではどうだろうと思いました。確かに私自身もこんなケースもあるのではと申し上げましたが、そこはあえて置いておくのも、シンプルで良いのではないのでしょうか。男性、女性でどちらにフォーカスをするでもないですが、一連の議論を伺う中で、そのように思いました。

○委員長 一連の議論の中では、男性や女性というのがいずれも入っていることについても、意見が出ました。この場合は、「男性は」としてしまうという意見がありましたけど、それは必要ないということですか。

○委員 なぜ男性に限定するのか分らないです。女性は言わないだろうかや、ほかの項目については確かに大きな世の中の流れに連動しているような気がします。7番に関しては「男性が」とあえて言わなくても、イメージ的には男性が言っている姿が浮かんでしまうのではないかと思います。あえて「男性は」とする必要がないかもしれないというのが、難しいところです。

○委員長 ここの部分は、固定的性別役割分担意識を確認しているところな

ので、「男性は」という言葉を入れることはふさわしいと思いますが、どうでしょうか。

○委員 それであれば、異論ありません。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 しかし、やはり3ページ目は男女がともに生き生きと働ける職場づくりなので、ここは男性、女性にかかわらずパワハラ・セクハラはやめましようということで、ほかの委員がおっしゃったように、中性的な発想で「その場が盛り上がれば性的ジョークを言ってもいいと思う」にしても良いのではと感じました。女性が見ても男性が見ても、いろんなイメージに取れますが、いずれにしても、その場が盛り上がれば性的ジョークを言ってもいいのかどうかというと、だめだと思います。そもそも、7番は固定的役割分担意識からいくと少し違うと思います。

○委員 ほかのところは、取って付けたような感じがしないのですが、7番は、もとより固定的役割分担意識のほうでは、男性や女性という言葉をあえて付けると、むしろ取って付けたような印象になるのではと感じました。

○委員長 固定的な役割分担意識から外れるのであれば、これは削除したほうがいいと思います。チェックした数をカウントして、最後に点数で見るわけですから、あえて性別分担意識というところで絡めるとするならば、男性や女性という言葉をつけたほうがいいと思います。

○委員 男の人は多少、性的ジョークを言ってもいい、でも女の人は言わない、というのも性別役割分担意識なので、そこをチェックするという意味では男性や女性という言葉をつけるのはいいと思います。ただ、セクハラというのは、場を問わずどんなところであっても、どんな理由であっても一切だめだということを言いたいのであれば、「その場が盛り上がれば」や、「コミュニ

ケーションを円滑にするために」、多少の性的ジョークは許されるという文章がいいのかなと思いました。

○委員長　あくまで、これは性別役割分担意識のチェックリストです。

なので、性別役割分担意識をチェックするための文言にしないといけないと思います。

○委員　単なる一般常識の問題であれば、男性・女性という言葉、文言を削除すればいいのかもしれませんが、そうではないのであれば、男性・女性の文言は入れるべきだと思います。

○委員　「女性は、その場が盛り上がれば性的ジョークに寛容であるべき」というのはどうでしょうか。それで、男性がチェックして、もしかしたら女性もチェックするかもしれないですが、それで、やはりおかしいなと自分で気づくきっかけになればいいですが。

○委員長　事務局側に、お伺いしますが、性的ジョークというのは具体的にどういうことを指しているのでしょうか。

○事務局　具体的な内容は、特に想定していません。性的ジョークですので、さまざまかと思います。

○委員長　ありがとうございます。ルビを振っているのは外国の人にもわかりやすいためだと思いますが、寛容であるべきだとすると、またすごく難しくなると思うので、表現としてわかりやすくするために「女性はその場が盛り上がれば性的ジョークを大目に見るべきだ」というのはどうでしょうか。

それだと、「男性は性的ジョークを言ってもよいと思う」のほうがはるかにわかりやすいかとも思いますが、どうでしょうか。

○委員　私も、女性を主語にして、性的ジョークを受け入れるかどうかをチェックするというよりも、男性を主語にすることで、悪気なく挨拶代わりに性

的ジョークを言っている人が、意識しているかどうかをチェックすることができると思ったので、男性を主語にしたほうが良いと思いました。

○委員長 ありがとうございます。「男性は性的ジョークを言ってもよいと思う」で、よろしいでしょうか。

（「賛成」という声あり）

○委員長 他にないでしょうか。なければ、次に進みたいと思います。

次第２ですけれども、「女性活躍推進法に基づく推進計画について」を議題とします。第３回の審議会におきまして、女性活躍推進法の施行に伴う寝屋川市女性活躍推進計画案の策定趣旨を説明いただいて、今回、第４回の審議会での寝屋川市女性活躍推進計画案策定の内容を委員の皆様にも審議していただくことを、皆さんにお願いしたわけです。その審議を進めるに当たって、資料等に基づいて事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局 それではまず資料について確認させていただきます。次第２につきましては、事前に送付いたしました資料２の１、（案）寝屋川市女性活躍推進計画の冊子、それと、資料２の２、Ａ３の縦型の用紙となっていますが、第４期寝屋川男女共同参画プランに基づく寝屋川市女性活躍推進計画の位置づけ（該当部分）、この２点でございます。

まず資料２の１、案寝屋川市女性活躍推進計画の冊子をご覧ください。いただいた意見をもとに修正をさせていただきました。前回、ページ数の記載がありませんでしたが、今回、記入いたしました。その６ページの４（１）をご覧ください。その寝屋川市男女共同参画審議会の説明の文章中の調査という言葉も削除しました。６ページの４の１のところですが、寝屋川市男女共同参画審議会の説明の文章中の調査という言葉も削除いたしました。

次に、資料２の２、Ａ３の縦型の紙の分ですけれども、その分について御説明

いたします。計画冊子も一緒にご覧ください。女性活躍推進法に基づく推進計画で示すべき内容は、男女共同参画プランと多くの共通項がありますので、男女共同参画プランと女性活躍推進計画の関係を示させていただいております。

まず、左の表、プランの表の1つ目。基本目標Ⅲ、働く職場での男女共同参画の推進の課題2、職業や企業に関する支援につきましては右の表、推進計画では基本目標Ⅰ、職業や企業に関する支援の推進の箇所に該当します。冊子で申しますと、3ページでございます。

次に、プランの基本目標Ⅲの課題3、行政内部における男女平等の推進は推進計画の基本目標Ⅱ、行政内部における男女平等の推進の箇所に該当します。冊子では4ページでございます。

そしてプランの基本目標Ⅳ、仕事と生活の調和の実現の課題2、仕事と生活の両立支援は推進計画の基本目標Ⅲ、仕事と生活の調和の推進の箇所に該当します。冊子では5ページでございます。

なお、男女共同参画プランには設定がなく、女性活躍推進法に基づく新しい項目につきましては、下線を記しました。一例を申し上げますと、推進計画の基本目標Ⅰ、右のA3の紙の右側になりますけれど、推進計画の基本目標Ⅰの取組(5)は、女性活躍推進法に基づく独自の取組となっております。説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして御質問も含め、推進案、推進計画案についての御意見をお願いします。委員の皆さん、今の説明に対する質問でも構いませんので挙手をお願いします。

○委員 もっともなことが書いてありますが、やはりもう少し具体性があったほうがいいのではないかと思います。一つ例を挙げますと、例えば3ページ目の取組のところで、情報提供に努めます、あるいは行いますという言葉がす

ごくたくさん出てきます。情報提供の中身、あるいは提供方法とかで、従来のやり方とはちょっと違う、こういうところにも力を入れているというような、何か特色のようなものをやはり出していないと、文言を羅列しただけに終わってしまうのではないかと思います。たくさん書く必要はないと思いますが、目玉となるような、少し変わった情報提供の仕方とか、何か目を引くようなものを入れていただくと、随分と違うのかなと思います。

それと、例えば、起業に関する情報提供のところで、起業を目指す女性は少ないため、特別に支援したいということですが、起業支援というのは、従来から行っていると思います。なので、従来のもの、あるいは男性に対するものとは違う女性独特の問題に対して、どのような支援を行っていくのかというあたりを具体的に示していただけるといいかと思います。就労継続や支援のところでは、やはり、出産後に退職を余儀なくされる女性というのは、まだまだ多いのが現状だと思います。そういう大変なときに、能力を向上させたり、資格を習得させるというのは、絶対に無理だと思います。そうではなくても、何が何でも職場に居続けるというのが、まず、第一になってくると思うので、就労継続のためにはこういった、かえって女性に負担を掛けるようなものではなく、もう少し違う支援の仕方の方が、より現実的なのではないでしょうか。

これは、私が以前、指摘したことですが、4ページの取組の①で、3つ項目がありますが、一番下の文章だけは、ないほうがいいのではないかと思います。男女雇用機会均等法にのっとりた職員の募集採用について記載がありますが、これは100パーセントやっていなければいけないことですので、あえて書くと、まるで達成できていないかのように見えてしまうのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。委員からは、情報提供といっても具体的にどういう情報なのか、その方法の中身について明らかにする必要があるということと、前回御指摘いただいたことをまた改めて御指摘いただきました。ほかにどうでしょうか。

○委員 寝屋川市女性活躍推進計画を策定することによって、何がどう変わっていくのでしょうか。

○委員長 事務局から、御説明いただけますか。

○事務局 前回も事務局から御説明させていただいたところではございますが、男女共同参画プランは、市の施策として各市町村が策定しております。寝屋川市でいいますと、第４期男女共同参画プランになります。にもかかわらず、推進計画を策定するということで、内容としてはほぼ重複しております。各市町村において、プランの改訂時期が平成２８、２９、また３０年度にあたるころは、このプランに包含した形で推進計画を現在、策定しております。しかし、本市のようにあと３年先や、策定したばかりの市町村だと次の策定まで５年以上のところもあります。そういった市町村につきましては、努力義務ということで、次の改訂まで推進計画について何もせずに据え置くのかということ、そういった市町村もあるかもしれませんが、本市といたしましては、次期男女共同参画プランを待って包含した形で改訂するのではなく、女性活躍推進法が平成２８年４月に施行されたことに伴いまして、先行して別冊で寝屋川市女性活躍推進計画を作成し、審議会の委員の皆様にご審議をいただいて、平成２９年度中に策定していただければと考えております。その後、寝屋川市のプラン改訂の時期がまいりますので、そのタイミングで推進計画を包含し、第５期寝屋川男女共同参画プランを策定できればと考えております。

○委員 寝屋川市女性活躍推進計画を策定すると、内閣府から何か取組をす

るときに補助金が出たりするのでしょうか。

○事務局　今のところはございません。その事業に関する取組はございますが、その対象がかなり具体的になっておりまして、対象となる事業を行う市町村というのは、近隣市でも聞いておりません。例えば、啓発冊子をつくるために一定数印刷製本費等が補助金から下りるといったようなことは一切ございません。

○委員長　そのような予算が付かないという制約の中で、これをつくっていくということで、今、たたき台のたたき台みたいな形で出されておりますが、せっかくつくる以上は、女性活躍推進のために寄与するだけのものをつくらないと意味がないわけです。現状では、非常に抽象的な言葉が並んでいて、推進計画を出すことによって、今までできていなかったどんなことができるようになるのかということが余り見えてこないような内容になっていると思います。その中で、特にこの計画の太字で書いてあるところが、今回、女性活躍推進計画の新たな部分というところで、そこを深く掘り下げていくことが私たちに課せられた任務ではないかと思います。皆さまの御意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員　2回前の会議で、今後推進計画をつくるに当たって、男女共同参画プランとほぼ内容が重複するが、その中でもかぶらない新しい部分が少しあって、それがこの太字で下線が引いてあるところかと認識いたしております。この太字で下線を引いてある新しい部分で、寝屋川市の庁内で、人事等のことであれば人事室であったり、また、地域の職場などの就労の環境ということであれば、産業振興室だったりだと思うのですが、そういう他部署と連携を図られているということが、今現在あるか、今後の予定としているのであれば、どういうスケジュールで連携を図っていくのかということについてお伺いしたいと

思います。

○事務局　　まず、今年度であれば、例えば、産業振興センターと連携してふらっと ねやがわで市民セミナーを実施したり、また、こちらも産業振興室ではございますが、5月の街頭啓発に参加していただいて啓発物品などを市民の皆様方に配布させていただいているところでございます。

今後につきましても、産業振興室をはじめ、関係所管課を通じまして、市内関係団体と連携を図りながら、この女性活躍推進法に基づく施策を進めていかなければならないと考えております。

○委員　　例えば、基本目標Ⅰの取組5の一番下のところで、300人以下の事業所等を対象に、きめ細かく啓発をしていきますということがうたわれているのであれば、そういう企業へのアプローチの具体的手法についても検討されているのか、あるいは、基本目標Ⅱの中では、人事室とも具体的に協議に入る段階にあるのか、これからなのであれば、どういう時期にそういった話が詰められていくのかということもあわせてお伺いしたいと思います。

○事務局　　今現在、具体的な取組につきましては、検討中でございます。ただ、寝屋川市内の事業所が会員となっております連絡会がございまして、人権文化課がその事務局となっております。その総会が5月でございますので、そういったところで女性活躍推進法につきまして、300人以下の努力義務となっている事業所にも、一般・特定事業主行動計画の存在、また、策定の啓発などについて、案内させていただければと考えております。また、人事室はじめ、産業振興室の関係所管と通じながら、今後、具体的な取組も進めていきたいと考えております。

○委員長　　では、今後、この推進計画を策定した段階で、中小企業等に周知されていくのですか。

○事務局　そのとおりです。そういった事業所が集まる、総会や研修会、また市のホームページなどを活用しながら、啓発を進めていきたいと考えております。

○委員長　そういうことであれば、何か賞をつくって、男女共同参画に貢献された事業所に対して、寝屋川市として表彰するなど、そういうようなものを将来考えてもいいということでしょうか。

○事務局　国ではそういった取組みを行っておりますが、現在のところ、事務局としてはそこまで想定しておりません。

○委員　5 ページ目の「女性の就労や職場での悩みをはじめ幅広い相談内容に応じ、女性への精神的自立を支援します」と書いてありますが、女性への精神的自立を支援しますと言われると、現状では精神的に自立していないように捉えられます。「就労や職場での悩みをはじめ幅広い相談内容に応じます」のみでいいと思います。

○委員長　これは、一応たたき台として作っているところですから、まずは取り込むべき内容をご提案いただいて、文言については、また細かくチェックしていけばいいと思います。もちろん、実際に予算の付かない中でどこまでできるかということはあると思いますが、そういうことも含めて質疑応答していく中で、精査されていけばいいかなと思います。まずは、寝屋川市としてつくる中で、できるだけ有効なものになるようにということで、内容を検討していただきたいと思います。

今、委員から質問があったところで、相談内容に応じということですけど、相談事業は今もされていると思いますので、それとは別に、女性活躍推進法に関係する相談に絞って別の窓口をつくるということでしょうか。

○事務局　推進計画の7 ページをお開きください。こちらは、女性活躍推進

法の概要でございまして、下から2つ目に、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置というのがございます。その黒丸1つ目の2行目です。

「地方公共団体は相談・助言等に努めることとする」という、女性活躍推進法の本編条文がございます。これを受けて、5ページの⑤を記載させていただいているところですが、実は、既に寝屋川市では実施しております。ですが、今後さらにこういう窓口等を設置、もしくは今ある窓口を活用しながら、取り組んでいければと考えております。

○委員 既に窓口があって相談にも応じているので、現場の声を吸い上げてみたらどうでしょうか。最近どういう相談が増えているのかなど、実際に市民と接している窓口の方が感じておられることを吸い上げることで、行政として取り組むべき課題が何なのか、こちらとしても新たな取組として提案しやすくなるのではないかなと思います。

○委員長 私は、ここに来ていただいて、お話を伺うことが出来ればいいなと思っております。寝屋川市として具体的な課題は何なのかというところが見えないと、なかなか現状に応じた計画を作ることが難しいのではないのでしょうか。提案ですけれども、実際に活動されている市民団体の方などから話が聞けるような場を審議会を持っていただけるといいなと思います。

○事務局 それは本審議会の場に来ていただいて具体的なお話をさせていただくということでしょうか。

○委員長 推進計画の策定までに、来年度も審議会が4回あるということであれば、そういった場を提供していただくのもいいのではと思いますので、御検討ください。

○事務局 わかりました。改めて委員長、副委員長と御相談させていただきながら、検討させていただきます。

○委員長　ほかにないでしょうか。今日は、どちらかという、推進計画の大枠のところのみで、中身の具体的なことについてはなかなか検討できませんでしたが、どうでしょうか。ほかになれば次回、29年第1回となる審議会で改めて議論をしていきたいと思います。委員から何かございませんでしょうか。なければ、本日の会議はこれをもって閉会としたいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。

閉会　午後4時7分